



会報

平成28年3月3日発行

発行者 大谷賢一
編集責任者 窪田則道
0142-82-3226
委員 後藤隆

行政むろらん

No.151 発行所 北海道行政書士会室蘭支部

平成28年 北海道行政書士会 新年賀詞交歓会

1月15日、ホテル札幌ガーデンパレスにて新年賀詞交歓会が開催されました。賀詞交歓会に先立ち、業務セミナーとして「マイナンバー制度の概要」が行われ、その後、国会議員、道議会議員、札幌市議会議員、一般来賓等、延べ68名の来賓を招いて賀詞交歓会が執り行われました。各来賓の方々や他支部の会員と相互に交流を深めることができました。



・来賓の鈴木宗男 元衆議院議員



・来賓の堀井学 衆議院議員と支部会員

北海道行政書士会室蘭支部

行政書士大谷賢一事務所内

〒059-0032 登別市新生町2丁目13番地6

TEL0143-86-3360

FAX 0143-86-3330

本会の動き

日時	会議等	支部からの出席者
12月2日	職務上請求書確認委員会	土井理事
12月8日	新入会員登録証交付式	土井理事
12月10日	研修部・研修委員会全体会議	甲田副支部長
12月11日	常任理事会	土井理事
1月14日	常任理事会	土井理事
1月15日	賀詞交歓会(+新春業務セミナー)	大谷支部長、甲田副支部長、土井理事、高橋理事、田中理事、窪田理事
1月15日	支部長会	大谷支部長
1月16日	理事会	高橋理事
1月18日	職務上請求書確認委員会	土井理事
1月22日	日行連新年賀詞交歓会(ANAコネクト)	土井理事
2月10日	新入会員登録証交付式	土井理事
2月13日	常任理事会	土井理事
2月16日	職務上請求書確認委員会	土井理事
2月26日	常任理事会(28年度予算審議)	土井理事

支部の動き

支部理事会

開催なし

平成27年度くらしの無料相談会実施状況

(50音順・敬称略)

<室蘭市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
12月	中小企業センター	羽立	1件
1月	中小企業センター	永石	2件
2月	中小企業センター	高橋	5件

<登別市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
12月	鉄南ふれあいセンター	大谷	1件
1月	鉄南ふれあいセンター	安部	4件
2月	鉄南ふれあいセンター	安部	5件

<伊達市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
12月	カルチャーセンター	窪田・安田	2件
1月	カルチャーセンター	安田・吉田	0件
2月	カルチャーセンター	窪田	1件

<洞爺湖町・豊浦町>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
12月	洞爺湖ふれあいセンター	後藤	0件
1月	豊浦中央公民館	後藤	1件
2月	洞爺湖ふれあいセンター	後藤	1件

<壮瞥町>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
1月	壮瞥町ゆーあいの家	松本	0件
2月	壮瞥町ゆーあいの家	大谷・安田	0件

支部研修開催状況

- ◆平成28年1月24日
研修テーマ:相続人特定と遺産分割
講師:坂本晴佳 会員 会場:第一滝本館(新年会)



・研修後の懇親会の様子

行政書士業務の中から毎回テーマを絞り、主に基本的な内容について、業務の流れやポイントを記述していくコーナーです。
第四回は自動車保管場所証明(車庫証明)です。

業務の流れ

※以下は、全ての書類を行政書士が代行して準備・作成することを前提にしています。

- ＜①基本的要件の確認＞自動車保管場所法施行令第1条等
- ・当該自動車を支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容できること。(後出。現地を確認する)
 - ・当該自動車の所有者が、当該自動車の保管場所として使用する権原を有すること。
 - ・保管場所と当該自動車の使用の本拠の位置(＝**自動車を使用する者の住所**)との距離が2kmを超えないこと。
 - ・そもそも車庫証明が必要な地域か否か。(必要に応じ、管轄警察署に確認)

＜②書類の準備＞自動車保管場所法施行規則第1条1項および2項等以下の書類を準備する。(室蘭警察署・伊達警察署共通)

書類	留意点等
自動車保管場所証明申請書 ※代行の場合を前提としています。	<ul style="list-style-type: none"> ・4枚つづりの複写式になっている。「(自動車保管場所証明申請書)×2枚」、「保管場所標章交付申請書」×2枚) ・「使用の本拠の位置」欄は、使用者の住民票の住所を記載 ・「保管場所の位置」欄は駐車場の所在地を記入 ・印鑑(認め)は4枚全てに押印要。 ※軽自動車は3枚つづりで、自動車登録後に提出する。車検証のコピーを添付し、内容は自動車と同じである。調査が無いので翌日に交付される。
保管場所の所在図・配置図	<ul style="list-style-type: none"> ＜所在図＞ ・使用の本拠の位置と保管場所の両方が入った地図を描く。 ・地図のコピーを貼り付けても(又は別紙として添付しても)可。別紙添付の場合は所在図記載欄に「添付書類参照」と記入。 ・使用の本拠の位置と保管場所の距離が離れている場合は、直線距離を記載する。 ＜配置図＞ ・保管場所の周囲の建物、道路等を記入し、周辺道路・駐車場の出入り口・駐車スペースなどの幅員を明記。 ・配置図記載に際しては、実際に現地に確認(後述)を行う。 ＜その他＞ 申請場所に入替え車両がある場合は、その自動車の登録番号(ナンバー)を記載する。
自認書又は承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所が自己所有の場合は自認書、他人所有の場合は承諾書に記載。 ・いずれの場合も、押印(認め)が必要。

＜③現地の確認＞

- ・周辺道路、駐車場の出入り口、駐車スペースそれぞれの幅員をメジャー等で図り、所在図・配置図に記載する。
- ・当該自動車を支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容できることを改めて確認する。
- ・使用の本拠の位置に表札が出ていることを確認する。万が一表札が無い場合は警察による調査日(後述)だけでも出してもらうようにする。

＜④書類の提出＞

- ・書類一式を管轄警察署に提出する。提出時には収入証紙(2,200円分)、提出者の印鑑が必要。引換票が渡される。(軽自動車は収入証紙550円分)

＜⑤交付その他＞

- ・室蘭警察署は当日の15:00まで、伊達警察署は当日の16:00までに提出すれば、提出日の翌日に警察署の調査員による現地での調査が行われ、問題がなければ調査日の翌日(14:00以降)に交付となる。
- ・交付されるものは、自動車保管場所証明申請書×1通、保管場所標章交付申請書×1通、保管場所標章(シール)×1枚
- このとき、自動車保管場所証明申請書に管轄警察署長の印が押されていることを必ず確認する。
- ・交付時には引換票、収入証紙(550円分)、提出者の印鑑が必要。

書類の申請先又は提出先

当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長
(自動車保管場所法施行規則第1条1項)

業務の期限

＜引越し等の場合＞

- ・自動車の保管場所の位置を変更したときは、変更の日から15日以内に警察署長に届け出なければならない(自動車保管場所法第7条)とされている。

＜移転登録の場合＞

- ・登録自動車について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から15日以内に、移転登録の申請をしなければならない(道路運送車両法第13条)とされているため、原則としてこれに合せて車庫証明を取得する。
- ・なお車庫証明書の有効期限はおおむね1ヶ月とされている。

業務における重要ポイント

- ・申請者の電話番号は記載しないと指摘される。
- ・必ず表札を確認する。表札がないと交付されないので、調査日だけでも表示するように申請者に依頼する。
- ・車庫内も確実にスペースがあるか確認する。以前、私が調査に行った時、不在で鍵がかかっており中が確認できず、警察から調査日が不在の時は鍵を開けておくようにと言われたことがある。
- ・使用の本拠の位置については住民票どおり記載するが、保管場所の位置については○番(○番地)までとする。
- ・法人など申請者が本店で使用者が支店や営業所の場合は、登録の時に印鑑証明書等が発行されないの、理由書を添付する。必要ない地域もあるようなので、室蘭市・伊達市は必要となることを話して申請者に作成してもらう。

エピソード・教訓・失敗談等

- ・印鑑だけ押してあとは記載して下さいという場合が多いと思うが、この時の記載は書き間違いがないよう注意する。間違えた場合、申請者による事前の十分な了解を得た上で、やむを得ず認印を購入した上で対応したことがある。法人や珍しい名前の時は特に注意する。
- ・旧洞爺村・旧大滝村は車庫証明が不要で、それにもかかわらず、わざわざ現地を確認して提出したところ、不要ですと言われた。町村合併でどこが不要か怪しい時は、事前に確認した方がよい。(※伊達管内は軽自動車は車庫証明不要)
- ・車庫証明を取ってから登録までの有効期間は、概ね1ヶ月といわれている。その期間が過ぎて車庫証明再申請理由書を添えて再取得したことがある。(運輸支局の担当者は約40日位なら認めてくれるとのこと。)

お知らせ

研修開催予定

未定

理事会等予定

◆室蘭支部 第4回理事会

平成28年3月22日(火) PM5:30より 場所:中小企業センター

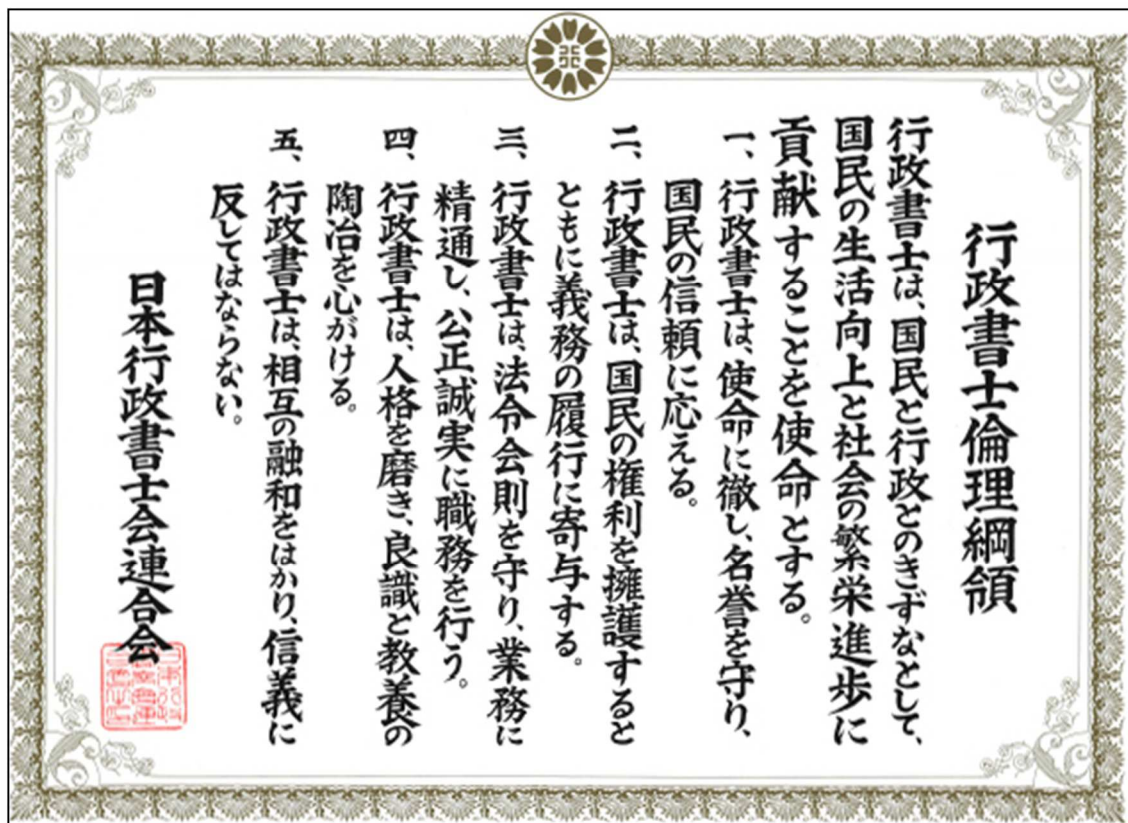
その他

◆研修テーマの要望等について

今後実施して欲しい業務研修・深く知りたいテーマ等がありましたら、支部研修担当(甲田理事)までご連絡をお願いいたします。

◆支部会費の納入について

支部会費が未納となっている会員は、早急に納入をお願いいたします。



【編集後記】

◆昨年もいろいろなことがあった1年でしたが、最近よく感じるのは、「人は楽なほうにいきたがる」ということです。何かの問題に突き当たって、そこで考えることは大切ですが、そのつもりではなくても、「いかに楽に解決するか」、「その場しのぎでやり過ごすか」の行動になっているように感じる場合があります。生きているうちには、さまざまな問題に直面しますが、好きこのんで出会っているものではありません。できれば、不安のない楽な暮らしができたならと思うものです。あたりまえのように使っている、携帯電話やパソコンも便利で、今はなくてはならない必需品です。楽を快適な暮らしに結び付けていくと、幸せな毎日を得る事ができるかもしれません。今年もよろしくお願いたします(後藤)